

いじめ防止基本方針

松本市立山辺中学校

1 いじめ防止等に向けた基本方針

(1)方針

いじめは、生徒の人格形成上はもちろん、ときには命にもかかわる深刻な問題であり、適切な対応が求められる。本校では、いじめ、その他学校生活に関することについて、生徒、保護者及び教職員等が相談できる体制をつくるとともに、それら諸問題の解決のための取り組みを実施していく。

(2)基本的な方向

- 早期発見・早期対応・・・年に5回「いじめアンケート」を実施
- いじめられた生徒の立場にたったの対応、指導を基本とする。教師が一人で判断することなく生徒指導と同様に「報告・相談」を元に対応していく。具体的な指導の基本は学年とする。
- 全ての先生方が感性を働かせ、早期発見に努める。気になることがあれば、担任・いじめ不登校対策委員会長に連絡、相談(常に情報を共有)する。
- 生徒の健全な人間関係が作れるように学級での指導を心がける。
- 本校では上級生・下級生の間の人間関係が良好である。今年度もあいさつを大切にしてい、行事の交流や部活動で培われる人間関係を大事にしていく。
- 職員は生徒の言動をよく観察すると共に生徒が話しやすい雰囲気作りに努める。

2 いじめ防止等のための組織

(1)不登校関係生徒の把握と指導

- ・校務分掌にいじめ不登校対策委員会を設置する。係主任の他、各学年主任等を配する。
- ・「いじめアンケート」を年に5回実施し、市教委に報告。
- ・教務会で生徒指導関係の議題を出し合い情報確認を行なうと共に対応の検討。
- ・職員会議の生徒指導の議題の中で情報交換。
- ・学年会等で議題としてあげる。
- ・原因と考えられる事をもとに、先生方へ依頼し全職員が情報を共有化する。

(2)外部団体への協力依頼

- ・研修会の実施
- ・直接的な登校刺激はせず、機会を見つけ、学校に足を向けられるような場面をつくっていききたい。

(3)保護者への対応

- ・12月の保護者懇談会では学校長とも話す機会とする。
- ・学級担任が主として保護者に対応するが、必要に応じて係・養護教諭・教頭・校長を交えた懇談会もとる。